

海老名市TNR活動に係る猫不妊及び去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の繁殖を防ぐため、市内に生息する飼い主のいない猫を捕獲器等で捕獲し、不妊手術又は去勢手術（以下「手術」という。）を受けさせ、元の場所へ戻す活動（以下「TNR活動」という。）を行う者に対し、手術に要する費用の一部を予算の範囲内で補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 飼い主が不明の市内に生息する猫をいう。
- (2) 獣医師 獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定に基づき神奈川県内に診療施設を開設し、又は同法第5条第1項の規定に基づき診療施設を管理している獣医師（獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条に規定する免許を有する者）をいう。
- (3) 不妊手術 獣医師が行う卵巣、子宮を摘出する手術をいう。
- (4) 去勢手術 獣医師が行う精巣を摘出する手術をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、TNR活動を行う個人、法人または団体の代表者とし、個人及び法人にあっては次項に、団体にあっては第3項に該当しなければならない。

2 補助金の交付を受けることができる個人及び法人の要件は、次のとおりとする。

- (1) 海老名市TNR活動講習会実施要領第6条に基づく、海老名市TNR活動講習会修了証明書の交付を受けた者（以下「受講者」であること。
- (2) 市税を滞納していない者であること。

3 補助金の交付を受けることができる団体の要件は、次のとおりとする。

- (1) 団体の代表者が成人であること。
- (2) 営利を目的とした団体ではないこと。
- (3) 動物愛護を目的として活動している3名以上で構成される団体であること。
- (4) 活動の記録及び会計帳簿を記載し、適切に保管していること。
- (5) 動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法等の関係法令を理解し、遵守していること。
- (6) TNR活動を実施し、次に掲げる事項ができる団体であること。
 - ア 猫を捕獲する前に事前に告知を行うこと。
 - イ 獣医師と連携をとること。
 - ウ 捕獲が安全かつ適正に行うこと。
- (7) 行政機関等と協力して動物愛護普及啓発活動を実施した経験を有すること。
- (8) 代表者及び団体構成員に暴力団員又は暴力団に利益を供与する等の関係を有する者がいないこと。
- (9) 第8条第2項の規定により市長の登録承認を受けていること。
- (10) その他市長が特に必要と認めたこと。

(補助金の交付対象事業)

第4条 補助金の交付対象事業は、飼い主のいない猫に対する手術とする。

(補助対象期間)

第5条 補助の対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、手術を受けた猫1匹につき5,000円を乗じた額とする。ただし、手術を受けた猫の数が申請した予定数を上回ったときには、予定数に係る補助金の額を上限とする。

(手術の実施者)

第7条 手術の実施者は、獣医師とする。

(補助金の対象団体登録等)

第8条 補助金の交付を受けようとする団体は、TNR活動に係る猫不妊及び去勢手術費補助金対象団体登録申請書（第1号様式）及び誓約書（第2号様式）に、次の書類を添えて、毎年度登録の申請をしなければならない。

- (1) 団体の定款又は規約
- (2) 団体構成員の氏名及び居住する市町村を記載した名簿
- (3) 団体の年間事業計画書及び年間収支予算書
- (4) その他市長が特に必要と認めた書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、及び必要な調査を行い、登録を承認することが適当と認めるときは、TNR活動に係る猫不妊及び去勢手術費補助金対象団体登録承認・不承認通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）の代表者は、登録団体を解散し、又は登録事項を変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（TNR活動実施者の責務）

第9条 この要綱による補助を活用してTNR活動を実施する受講者及び登録団体（以下、「TNR活動実施者」という）は、この要綱による補助事業の趣旨及び内容を十分に理解し、活動に伴い生じた問題等については、一切の責任を持って処理するものとする。

2 TNR活動実施者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 猫を捕獲する際には、事前に告知を行うとともに周辺住民の理解を得ること。
- (2) 手術済みの猫は元の場所へ戻すこと。
- (3) 手術の際に去勢・不妊手術済であることが分かるように、片方の耳端にカットを施すこと（手術を実施する動物病院で必ず実施すること）。
- (4) その他市長が特に必要と認めたこと。

（補助金の交付申請等）

第10条 補助金の交付を受けようとする受講者及び登録団体（以下「申請者」とい

う。)は、TNR活動に係る猫不妊及び去勢手術費補助金交付申請書(第4号様式)に、市長が必要と認める書類を添えて、申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要な調査を行い、その適否について、TNR活動に係る猫不妊及び去勢手術費補助金交付・不交付決定通知書(第5号様式)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第11条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金の交付対象事業が終了したときは、速やかにTNR活動に係る猫不妊及び去勢手術費補助金実績報告書(第6号様式)に、市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び補助金の請求等)

- 第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、TNR活動に係る猫不妊及び去勢手術費補助金確定通知書(第7号様式)により補助事業者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた者は、TNR活動に係る猫不妊及び去勢手術費補助金交付請求書(第8号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

- 3 当該補助金の受領を代理人に委任する場合は、代理人選任届(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

- 4 市長は、第2項の補助金交付請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該補助対象者に補助金を交付するものとする。

(申請の変更又は取下げ)

- 第13条 補助対象者が、やむを得ない理由により申請に係る実施期間、場所等を変更し、又は補助金の交付を取り下げようとするときは、TNR活動に係る猫不妊及び去勢手術費補助金変更・取下げ承認申請書(第10号様式)により、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認める

ときは承認し、速やかにその旨をTNR活動に係る猫不妊及び去勢手術費補助金変更・取下げ決定通知書（第11号様式）により当該補助対象者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、補助金対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、取り消した額に相当する金額の返還を命ずることができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 補助金の交付決定の内容又はこの要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行い補助金の返還を命ずるときは、TNR活動に係る猫不妊及び去勢手術費補助金取消・返還通知書（第12号様式）により当該補助対象者に通知するものとする。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年5月25日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際に、この要綱による改正前の第1号様式、第2号様式、第4号様式、第6号様式及び第10号様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

《平成29年4月1日 制定》

《令和元年5月31日 一部改正》

《令和2年4月1日 一部改正》